

**令和元年度 事務事業総点検シート(1)**  
**[平成30年度事務事業]**

<b>一般会計</b>		<b>事務事業分類</b>	<b>基礎点検</b>
<b>事務事業名</b>	行政不服審査事務(審理手続関係)	<b>シート番号</b>	C 内部管理事業
<b>担当部署名</b>	総務 局 行政 部 行政管理 課	<b>評価責任者(課長名)</b>	上田

**Ⅰ. 基本情報**

<b>基本情報</b>	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	8	その他	後期実施計画の位置付け	
			施策	1	その他	無	
	2	事業開始年度	平成 28 年度		終了(予定)年度	— 年度	
	3	根拠法令等 (法令、条例、規則、要綱等)	行政不服審査法(平成26年法律第68号)				
	4	関連計画					
5	事業実施の経緯	行政処分に対する不服申立ての手続の公正性及び透明性の向上を図るため、平成26年に行政不服審査法の全部が改正され、審理員による審理手続と第三者機関への諮問手続が平成28年度から導入された。本市においても、改正後の行政不服審査法の趣旨に則り、公正かつ適切な審理手続を進めていく必要がある。					

**Ⅱ. 事業概要**

<b>事業概要</b>	6	事業の実施主体 (誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	7	事業の対象 (誰を、何を対象としているのか)	本市の機関が行った違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為についての審査請求に係る事件のうち、審理員による審理手続			
	8	事業の目的 (どのような状況にしたいのか)	公正かつ適切な審理手続を行う。			
	9	事業内容 (スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	本市の機関が行った行政処分その他公権力の行使にあたる行為等に対する不服申立ての手続において、審理の公正性、透明性を高めるため、処分に関与していない職員を審理員として指名し、当該審理員が書面審理及び口頭意見陳述等の主宰を行い、審査庁宛ての審理員意見書を作成する。			
	10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

**Ⅲ. 投入量**

	項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
<b>事業コスト</b>	11	事業費 (a)	千円	387	635	678	1,464
	主な事業費内訳	報酬	千円	285	555	540	1,080
		旅費	千円		2	44	99
		需用費	千円	28	37	34	53
		役務費	千円	16	41	54	222
		国・府支出金	千円				
	財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他( )	千円				
		一般財源	千円	387	635	678	1,464
	12	人件費 (b)	千円	1,640	3,280	3,280	3,645
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	2,027	3,915	3,958	5,109	